東京都知事 ⑴第31567号	クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社
東京都知事 ⑴第31569号	株式会社アトム
大阪府知事 ⑴第12985号	株式会社First One
大阪府知事 ⑴第12986号	アトラ株式会社
愛知県知事 ⑴第04206号	マルイシ商事
沖縄県知事 ⑴第04225号	オフィス　高橋
沖縄県知事 ⑴第04226号	さくらリース
沖縄県知事 ⑴第04227号	プライムリース

平成27年６月17日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事 ⑹第21093号	株式会社徳元

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成27年５月１日	関東財務局長 ⑸第01291号	アルヒ株式会社（ＳＢＩモーゲージ株式会社）
平成27年５月18日	東京都知事 ⑾第02025号	東栄開発株式会社（トーエイ）（東栄開発株式会社）

平成27年６月17日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
千葉県知事 ⑻第02238号	銚子信用リース
山口県知事 ⑸第01418号	サンワローン
東京都知事 ⑾第03615号	株式会社東海リース
大阪府知事 ⑸第11156号	エミ　ファイナンス
東海財務局長 ⑶第00165号	株式会社クレディア
沖縄県知事 ⑵第04193号	プラス
沖縄県知事 ⑴第04198号	サンエイ

平成27年６月17日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
千葉県知事 ⑴第03879号	株式会社ＲＥＶＩＶＡＬ

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾労働組合関西地方本部から、夏季一時金等の要求に関して、平成27年７月11日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（大阪府、兵庫県及び徳島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年７月６日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

大阪府　日本郵便輸送株式会社近畿支社堺営業所及び有限会社岡崎公栄社

兵庫県　株式会社神戸フェリーセンター、宝塚都市環境サービス株式会社、山陽バス株式会社垂水営業所、山陽バス株式会社小束山営業所、本四海峡バス株式会社、本四海峡バス株式会社大磯営業所及び本四海峡バス株式会社洲本営業所

徳島県　本四海峡バス株式会社徳島営業所

公　告

謹　事　項

司法書士法人懲戒処分公告

下記の司法書士法人については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第１項第１号の規定に基づき、平成27年６月24日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年７月６日

大阪法務局長　冨田　一彦

記

名称　司法書士法人ゆう法務事務所
所属する司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　28―00108
主たる事務所の所在地　大阪市中央区北浜三丁目２番25号
違反行為　会則違反

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成27年６月24日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年７月６日

大阪法務局長　冨田　一彦

記

氏名　石田るみ子
所属する司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　大阪第3261号
事務所の所在地　大阪市中央区北浜三丁目２番25号京阪淀屋橋ビル９Ｆ
違反行為　会則違反

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成27年７月６日から３か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年７月６日

静岡地方法務局長　梅田　　実

記

氏名　齋藤　　整
所属する司法書士会　静岡県司法書士会
登録番号　静岡第641号
事務所の所在地　静岡県伊東市猪戸一丁目８番11号
違反行為　業務外行為

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成27年７月６日　　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成27年第１号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成27年７月６日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成24年４月頃から平成25年４月24日までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
被告人らが、架空の出会い系サイトに登録した事実のない被害者に対し、同サイトを退会するには費用がかかる旨のメールを送信するなどして被害者をだまし、これを信じた被害者に、指定する銀行口座等に現金を振込入金させて金銭の交付を受けた行為。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　架空の出会い系サイト名
ＰＵＲＩＮ（プリン）、ＳＴＲＩＫＥ（ストライク）
⑵　被告人管理に係る銀行口座
株式会社楽天銀行　第一営業支店　株式会社トライアル名義　口座番号7178805
株式会社第四銀行　大阪支店　株式会社トライアル名義　口座番号1058110
株式会社みずほ銀行　天満橋支店　株式会社トライアル名義　口座番号1199602
尼崎信用金庫　南茨木支店　株式会社トライアル名義　口座番号4034486